構造改革特別区域計画

- 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 佐渡市
- 構造改革特別区域の名称 佐渡・学びの日本酒特区
- 3 構造改革特別区域の範囲 佐渡市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 佐渡の地勢

佐渡市(以下「本市」という。)は佐渡島の全域を市域とし、二列の山地が南北に並び、中央に穀倉地帯の国中平野を挟み北と南では独特な地形が残されており、島の大部分が国定公園や県立自然公園に指定され、豊かで美しい自然環境に恵まれている。

佐渡沖では暖流と寒流が交わる影響で、冬は本州に比べると温暖で降雪量も少なく、 植物は寒暖両系の豊富な植生がみられる。四季の変化に富み、花々が豊かな島の表情を 作り出している。

また、佐渡の文化は、流人たちがもたらした貴族文化、金山の発展による江戸からの 武家文化、商人や船乗りが運んだ町人文化の三つの文化が渾然一体となって独自の文 化を育んでおり「佐渡は日本の縮図」といわれている。

(2) 人口

本市の人口は平成 16 年 3 月の合併当時の約 70,000 人に対し平成 31 年 3 月現在では 約 54,000 人と毎年約 1,000 人ずつ減少しており、将来推計人口においては少子高齢化 がさらに加速化し、2060 年には 25,000 人程度まで激減すると予測されている。

平成 16 年と平成 31 年 3 月末時点での年齢階級別人口を比較すると、地域の担い手である生産年齢人口(15 歳以上~64 歳以下)が 53.7%から 49.0%に減少している一方、老年人口(65 歳以上)が 34.4%から 41.2%に増加し、高齢化社会が進んでいることがうかがえる。加えて、出生率の減少、若年層の島外流出等で「佐渡の未来を担う」若者が少なくなっており、地域の活力の減退が懸念され、佐渡の未来を担う若者を中心とする人材育成・確保に取り組んでいく必要がある。

(3) 地域の特性及び特区の必要性

本市においては、離島という地域の特性、独自性を活かした地域資源の発掘や再評価を行い、それらに付加価値をつけることによって新たな雇用の場を確保できると考えられる。そのためには、農林水産業の再生が第一であり、生産から販売までの一体化や農商工連携、異業種交流を推進し産業間の連携体制の整備や産業間の生産波及力の向上を目指した付加価値の共有化が必要である。

本市の農林水産業の基本は、少量多品目・高付加価値化で、基本的農生産物である佐渡米は「トキと暮らす郷(さと)づくり認証米」を中心に好調な販売状況となってい

る。これは、GIAHS (ジアス)(世界農業遺産)として佐渡の生物多様性農業と農業 農村分野の保全が後世に継承すべきと国際的に認められたことや、生産者自らが生き 物や自然と共生する独自の農業を推進してきた成果といえる。

しかし、その反面一般的に本市の農林水産物は、生産環境やその品質が優れているにもかかわらず市場での評価は決して高くないことや、島内農家の生産規模が零細であることから、ほとんどが兼業農家で農業外所得に依存している。その上、少子高齢化、若年層の島外流出により、農業者の減少が耕作放棄につながり、それが、要因で農地の荒廃が進み農村としての機能が低下している現状がある。

また、新潟県の観光資源の中心的役割を果たす佐渡への観光入込客数は、平成3年には121万人まで増加したが以降減少を続け、近年では50万人に満たない状況となり、島内経済に与える影響は大きなものとなっている。

これらの対策のため、農業生産の安定的な維持向上につながる食品加工業の育成と、リピーターや滞在型観光客をいかにして増加させるかが最も重要な課題である。

近年、本市の清酒製造業者は国内外で少しずつであるがその評価を高め、全国的に需要が減少している中にあって健闘し、年約7,000 石(1,263k1)を販売している。原材料である米のほとんどは本市内産のものであることから農業振興の一助になっているとともに、その多くを島外出荷していることから域外収支の改善にも大きく寄与していると言える。

こうした中で、清酒製造の体験を行う施設を設置する「清酒の製造場場における製造体験事業」の導入を図ることにより、佐渡産清酒のブランドカ向上と製造量の増加、それに伴う農業生産への波及、さらには長期滞在客の取り込みからコアな佐渡ファンを増やすことで観光振興にもつなげ、佐渡全体の経済活性化と魅力ある地域づくりを進めていきたい。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、農業経営者の高齢化と担い手不足等から農家戸数が減少傾向にあり、耕作 放棄による農地の荒廃が進んでいる。このことは、地域活力の低下のみならず、国土や自 然環境の保全、水源の涵養などの機能の低下を招いている。

これらの課題を克服し、魅力ある地域づくりを進めていくため、第 1 次産業で生産される農林業の地場資源を、第 2 次産業の加工等で高付加価値化を図り、さらにツーリズム等の観光産業などの第 3 次産業と連携した販売の促進やブランド化を図るという農・商工など各産業間連携による 6 次産業化が必要である。

こうした中、本市の主要農産物であり、そのクオリティに対する評価の高い米を原材料とする清酒製造を6次産業化のフックに使うことは非常に意義があり、長期滞在者を取り込む形で酒造り体験を実施することで米と酒の相乗的なブランド力の向上を図るとともに観光振興に繋げるのはもちろん、清酒の安定的な製造量の増加を期待できることから農家の経営基盤を強くしていくことが可能となる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市は、離島という地理的特性もあり、豊かな自然と多くの文化が現在も残されている。しかし、人口減少等による「産業の振興」、「若者流出の抑制」、「佐渡活性化のための

人材育成・確保」が喫緊の課題となっている。

これらの課題を克服するため、構造改革特別区域の認定を受け、佐渡の地域資源を最大限に活かした「佐渡金銀山」「佐渡ジオパーク」「世界農業遺産」に関連する活動の活性化を図り、地域の産業、農業と観光が一体化した地域づくりにつなげる。

また、佐渡には清酒の蔵元が5場あり、昔から酒造りが盛んな土地として有名である。 酒は地域の経済や文化の発展の一端を担っており、清酒の製造体験の実施を通じて地域 のブランド価値の更なる増進、人の交流・賑わいの確保による地域活性化、佐渡の魅力づ くりを高め、佐渡観光交流機構や日本酒学を展開する新潟大学等とも連携し、①島の資 源を活かした、元気な産業と安定した雇用の創出、②関係人口の拡大、③人と人がつなが る地域づくりを目指している。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本市の基幹産業である観光は、平成3年約121万人をピークに現在では49.1万人まで観光客が減少するなど長期低迷が続いている。一方、近年では観光以上定住未満という位置づけの「関係人口」が緩やかではあるが増加傾向にあり、観光産業にとって重要な顧客(ファン)による高いリピート率と長期滞在による経済効果は戦略の一つと考える。

佐渡の地域資源を最大限に活かしながら清酒製造体験事業を実施し、清酒製造体験者の増加とそれに伴う観光客一人当たりの平均宿泊数の増加に取り組むことにより、産業の振興、関係人口の拡大、低迷する観光客を増加させ、地域経済の循環と活性化が図られる。

また、本市の主力産業である農業については、清酒生産量の増に伴い酒米の生産拡大につながる。酒造好適米は主食用米よりも価格が高く、安定した収入源となるため農業振興及び雇用創出に資する。さらには、農業が若者にとって魅力ある産業に進化し、佐渡での就農を目指す移住者の増加、産業(雇用の創出、6次産業化)、観光、生物多様性、トキ、環境など地域全体の施策に関わるものである。

将来的には、「佐渡再生」を大きなテーマとして掲げているなかで、最も重点と位置づけ「観光地域づくりの推進」と「産業の振興」により一層取組み、佐渡全体を地域資源であると捉え、地域の活性化につなげるとともに、「清酒」の製造販売によって離島における農業・農村社会の発展、維持継続の実現に寄与する。

○清酒製造体験者数(単位:人)

区分	2018 年度実績	2020 年度目標	2021 年度目標
体験者数	_	12 人	20 人

○製造体験事業の実施回数(単位:回)

区分	2018 年度実績	2020 年度目標	2021 年度目標
実施回数	_	4回	5回

○観光客一人当たり平均宿泊数(単位:泊)

区分	2018 年度実績	2020 年度目標	2021 年度目標
平均宿泊数	1.73	1. 93	1.95

8 特定事業の名称

712 清酒の製造場における製造体験事業

別紙

- 1 特定事業の名称
 - 712 清酒の製造場における製造体験事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において清酒の製造免許を受けた者で、当該特区に所在する当該 特区の魅力の増進に資する施設内の体験製造場において、清酒の製造体験の機会を提供 しようとする者

- ・実施主体の氏名又は法人名:尾畑酒造 株式会社
- ・当該特区内に所在する清酒の製造免許を受けた製造場(以下「既存の製造場」という。)の所在地:新潟県佐渡市真野新町449
- ・既存の製造場の名称: 尾畑酒造 株式会社

なお、当該事業者が本特例措置を活用した他の体験製造場を本特区内に設けていないことを佐渡市として確認済である。

- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 当該規制の特例措置に係る税務署長の承認を受けた日
- 4 特定事業の内容
 - (1) 事業に関与する主体 上記2に記載の者で、当該規制の特例措置に係る税務署長の承認を受けた者
 - (2) 体験製造場が設置される施設の概要
 - ① 名称:尾畑酒造株式会社·学校蔵(旧佐渡市立西三川小学校)
 - ② 所在地:新潟県佐渡市西三川字下の平1337番1
 - ③ 清酒の製造体験事業以外の事業の概要

2010年に廃校になった西三川小学校を2011年4月より佐渡市から借り入れ、その一部を改装したうえで醸造設備を導入して2014年5月にリキュール免許を本社蔵より移して始動。清酒を造ったうえで、杉材をタンクに投入して浸漬することで樽酒と同じ成分のリキュールを製造している。

④ その他

東京大学未来ビジョン研究センターとの共同研究として太陽光パネルを設置し再生可能エネルギーを取り入れた酒造りに取り組み、発電分と使用分がほぼ同じところまで既に達成している。

また、2014年より年に一度、著名な学者の方々などを招いて「佐渡から考える 島国ニッポンの未来」というテーマのもと、島内外から120名ほどの参加者を集め て「学校蔵の特別授業」というワークショップを行っている。

(3) 当該施設が地域の魅力の増進に資すると考える理由

当該施設は日本海に面する高台に建ち、かつて日本で最も夕日のきれいな小学校と称された築60年の昭和のノスタルジーを感じさせる木造校舎の一部である。1873年に開校した歴史ある旧小学校の原型を残しており、当時の学びの様子を今に伝える建築物で

ある。醸造施設への改装に当たっては、提案元である酒蔵が、長年地域住民に親しまれて きた当該施設を再生することを目標に掲げ、地域住民の協力を得ながら地域の思いを象 徴する事業として取組を進めたため、廃校の利活用におけるモデルケースのひとつとし て注目を集めている。平成28年度の全国離島振興協議会総会の際には多くの市町村が 視察に訪れ、地域再生事業の事例として高く評価された。醸造所となった以降には、豊か な自然の風景が広く知られるようになり、その景観を観に訪れる観光客が増えるなど注 目を集めている。現状では製造する酒がリキュールであることから、2015年より行 われている製造体験でも理解を得るのが難しいところもあるが、年々希望者は増加して おり、2019年は全3回の募集で計10名が参加をして、うち7名が外国人であった。 清酒の製造ができるようになれば明確に「日本酒=SAKE の製造体験」を謳って募集をす ることが可能となり、更に多くの体験者を佐渡に迎え入れることが可能となる。特に外 国人に人気であることが注目されるところであり、佐渡の豊かな自然と文化、食に触れ た体験者の多くが佐渡ファンとなってリピートするとともに友人知人の訪問を促してく れる。これは人との触れ合いがある「体験」を行うことと「長期滞在」がもたらす賜物で あり、インバウンドの増加によって地域の魅力の再発見、再構築が進んでいくものと考 える。

(4) 清酒の製造体験事業の内容・募集人数

清酒製造のコア部分である製麹から三段仕込みまでの工程をすべて体験していただくために期間は1週間に設定。期間中に洗米、浸漬、蒸米、製麹、仕込みといった作業はもちろん、地域性を理解してもらうための酒米の圃場見学、作業の意味を知ってもらうためのオリエンテーション、専門的な官能検査を経験してもらう利き酒実習を合わせて行う。

なお、募集人数は指導員の目が届くことと作業の順番待ちが出ることのないように、 1回の仕込みに対して3~4名までとし、初年度は仕込み4本で12名を目安にして 徐々に仕込みの本数を増やしていくことで体験者の数も増やしていく。

(5) その他地方創生に資する活動の有無

当該施設は「廃校の利活用」という点でまずは地方創生に資する。また、太陽光パネルを設置することで現在おおよそ年間の電気使用量と発電量を均衡させることに成功しており、将来的にはカーボンニュートラルの製造場を目指し、朱鷺の舞う環境の島・佐渡の象徴的な取組を行っている。

(6) 認定計画特定清酒製造者及び認定地方公共団体における経済活性化社会的効果の発現見込み等

1週間という長期滞在型の製造体験を行うことで「特定製造者ブランドのファン育成」「正確な知識を有する日本酒ファンの育成」そして「佐渡ファンの育成」という3つのファン作りにつながる。これによって、認定計画特定清酒製造者の売上の拡大につながるとともに佐渡の米の需要拡大と雇用拡充が見込まれる。また、コアな佐渡ファンが増えることで、彼らがリピーターになることはもちろん、佐渡の魅力を国内外に発信してもらえることから佐渡観光の発展につながることも見込まれる。

(7) 実績結果の報告

毎年7月末までに前1年に実施した製造体験事業の結果を内閣府地方創生推進事務局に報告する。報告書には、実施日時、参加人数、実施内容等の製造体験事業の実施の状況、その他地方創生に資する活動の有無のほか、認定計画特定清酒製造者及び本市にお

ける経済的社会的効果の発現状況等を記載する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において清酒の製造免許を受けた者が、既存の製造場の所在地の所轄税務署長に申請をし、その承認を受けた場合において、当該特区に所在する当該特区の魅力の増進に資する施設内の体験製造場において、清酒の製造体験の機会を提供する場合には、当該特区内に所在する一の体験製造場と既存の製造場を一の清酒の製造場とみなし、当該体験製造場においても清酒を製造することが可能となる。

なお、当該特定事業を行う場合、認定計画特定清酒製造者が所轄税務署長の承認を受ける必要がある。既存の製造場と一の製造場にみなされた体験製造場で清酒を製造する場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申請納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本市は、無免許製造(所轄税務署長からの承認を受ける前に体験製造場において清酒を製造する場合も含む。)を防止するために制度内容の広報・周知を行うとともに、認定計画特定清酒製造者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。